

令和3年4月30日	
所 属	住宅管理担当
所属長	秋岡 修司
電 話	06-6489-6632

令和3年度第1回市営住宅の入居者募集について

1 募集方法

団地単位・タイプ別による募集。

2 募集期間

令和3年5月6日（木）から令和3年5月19日（水）

3 募集内容

107戸

(1) 一般向住宅	90戸	〔	ア 公営系住宅	79戸
			イ 改良系住宅	11戸
(2) 特定目的住宅	10戸	〔	ア 車いす世帯向住宅	2戸
			イ 障がい者世帯向住宅	2戸
			ウ コレクティブ	6戸
(3) 特別募集住宅	7戸	〔	ア 公営住宅	6戸
			イ コレクティブ	1戸

4 申込方法等

郵送による申込受付(5/19消印、5/21必着分まで受付)、尼崎市営住宅南部管理センターにて、募集事務を執り行う。

5 入居申込案内書配布場所

市役所市民相談担当(夜間・休日は警備室)、各地域振興センター、阪神尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、各生涯学習プラザ、園田東会館、各地域総合センター、南部保健福祉センター、尼崎市営住宅管理センター(南・北)

6 広報活動

- (1) 「市報あまがさき」5月号に掲載
- (2) 市ホームページによる広報

7 優先措置

- (1) 2割優先（3戸以上募集住宅のうち募集戸数の2割を優先する）
高齢者、心身障害者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者等
- (2) 3割優先（2戸以上募集住宅のうち募集戸数の3割を優先する）
 - ア 母子・父子・若年世帯（高齢化率が高い住宅を対象に、3割優先を行う）
 - イ 多数回落選者（連続して2回以上落選した世帯を対象に、3割優先を行う）
多数回落選優先の対象は「直近3年以内に連続して2回以上落選している世帯」とする。
なお、令和3年度第1回募集においては、平成30年度第1回から令和2年度第2回の直近6回の募集を対象とする。

8 あっせん取組み

募集割れ対策として、募集割れ住宅が出た場合、落選者と仮補欠者のうち、あっせん希望者に対し、抽せん会においてあっせん順位をつけ、あっせんを行う。

9 暴力団員の排除

入居申込案内書に「尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第5号に基づき、暴力団員である者（同居者を含む）は、申込みできません。」と明記する。

10 抽せん予定日

令和3年6月3日（木）

11 入居者選考委員会開催予定日

令和3年7月13日（火）

12 入居予定日

令和3年8月3日（火）から順次入居

13 常時募集住宅

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 店舗（戸ノ内浜西改良住宅） | 3戸 |
| (2) 時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅） | 11戸 |
| (3) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 | 8戸 |

以上